

一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会
旅 費 規 程

一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会

旅 費 規 程

一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会

第 1 条 この規程は、一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会役員（以下役員という）及び事務局職員（以下職員という）に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 役員及び職員が当協会用務を以て出張した場合に、当該役員及び職員に対し旅費（別紙に定める）を支給する。

第 3 条 役員及び職員以外のものが会長の依頼又は要求に応じ当協会用務の遂行を補助するため旅行した場合は、費用弁償として本規程別表による役員旅費額に相当する額を支給する。

第 4 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

第 5 条 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ支給するものとし、その額はグリーン料金、急行料金、特別急行料金、座席指定料金とする。

第 6 条 船賃、水路旅行について路程に応じ支給するものとし、その額はグリーン料金、座席指定料金とする。

2. 運賃は、等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃。

第 7 条 航空賃は、航空旅行について路程に応じ支給するものとし、その額は現に支払った旅客運賃とする。

第 8 条 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ）旅行について路程に応じ支給するものとする。但し、バスによる旅行については現に支払った旅客運賃とする。

第 9 条 日当は、旅行中の日程に応じ1日当たりの定額により支給するものとし、その額は別表による。

第 10 条 宿泊料は、旅行数の夜料に応じ1夜当たりの定額により支給するものとし、その額は宿泊地の区分に応じ別表による。

2. 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、会務上の必要又は天災その他やむを

得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

第 11 条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。
但し、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上記方法によって旅行し
難い場合には、実際に利用した経路又は交通機関により計算する。

第 12 条 新幹線のグリーン料金は県外のみとし、県内は普通料金とする。

附 則

この規程は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。(協議会規程)

この規程は、平成 1 6 年 6 月 1 2 日から施行する。(旅費金額変更)

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。(旅費金額変更)

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。(名称変更)

別 表

職 種	日 当		宿 泊 料		運 賃	車 賃
	県 内	県 外	県 内	県 外		
役 員	5,000 円	10,000 円	13,000 円	15,000 円	グリーン 料金	30 円
職 員	2,200 円	2,700 円	10,000 円	12,000 円		25 円

* 職員が役員に随行し同一宿舎に宿泊した場合は、役員に準ずる宿泊料を支給する。